「農地等利用最適化推進施策の改善についての意見書」を提出しました

北九州市農業委員会は、令和７年８月５日、北九州市産業経済局　山口 博由 理事に「農地等利用最適化推進施策の改善について」の意見書を提出し、農地利用最適化の推進や担い手の確保について意見を交わしました。
意見書の内容については、以下のとおりです。

1　**【重点要望】有害鳥獣等の対策について**
　狩猟者の確保並びに技術向上を図ること、罠や電気柵等防除施設設置に対する助成などを要望

2　**農業用施設の整備について**
　定期的な用水路の浚渫や補修、決壊の危険性の高いため池の改修などを要望

3　**新規就農者・後継者への助成拡充について**
　親族や新規就農者による農地の継承につながる助成や研修制度の拡充を要望



山口理事(写真左)に意見書を提出する大庭会長(写真右)

「全国農業新聞」を購読してみませんか



全国農業新聞は、
農業及び農政の現状を中心に、
農業者の経営とくらしに役立つ情報をお届けします。

お申し込みは、農業委員会事務局庶務担当へ。

毎週金曜日発行
購読料
700 円/月

北九州市農業委員会事務局の窓口

◆ 東部地区担当（門司区、小倉北区及び小倉南区の区域担当）、庶務担当
〒802-8510　北九州市小倉南区若園五丁目１番２号（小倉南区役所４階）　【電話】093－951－1021

◆ 西部地区担当（若松区、八幡東区、八幡西区及び戸畑区の区域担当）
〒807-0824　北九州市八幡西区光明一丁目９番22号（折尾出張所２階）　【電話】093－693－9971

北九州市 農業委員会だより

第１２号
令和8年(2026年)２月
編集・発行
農業委員会事務局



農地転用申請について

（契約や申請の内容をよく確認しましょう！）

・農地を駐車場や資材置場として利用（農地転用）するときや、農地転用するために農地を譲渡するときは、農業委員会への許可申請（届出）が必要です。

・農地転用を伴う売買・貸借の際は、契約書や申請書の内容を十分にご確認ください。

・申請内容と異なる農地転用（違反転用）が行われたときは、申請者である農地所有者も罰せられることがあります。
（３年以下の拘禁または 300 万円（法人は１億円）以下の罰金）



※ 手続きについてご不明な点は、農業委員会事務局までお問い合わせください。

農地の賃借料情報（農用地区域の平均額）

農業委員会では、毎年、市街化調整区域で契約した農地の賃借料情報を公表しています。
この情報は参考として提供するものであり、基準等を示すものではありません。
詳しくは、各地区担当へお問い合わせください。

（10a 当り・年額、100 円未満切捨）

区分	門司区	小倉北区 小倉南区	若松区	八幡東区 八幡西区 戸畑区
田	6,600 円	7,300 円	5,900 円	11,500 円
畑	－	12,300 円	8,400 円	－

地域で活躍中の農業委員をご紹介いたします

清水 正人（しみず まさと） 委員（64歳）は、



平成5年にそれまで勤務していた会社を退職し、農業を始めました。

現在は小倉南区横代南町のハウス（約50a）で、 最大4名のパート従業員の皆さんとともに花き栽培を行っており、春は母の日ギフト用のカーネーションや卒業式でよく見かけるサイネリア、夏には観葉シダ類、冬にはシクラメンを出荷しています。取材した12月上旬には色とりどりのシクラメンが一面に咲いていました。

これらは大阪から鹿児島まで西日本一帯に出荷されており、カーネーションは東京方面にも出荷しています。

花き栽培も他の作物同様、近年の猛暑による栽培遅れや生育不良などに見舞われており、また、昨今の資材費高騰にも頭を悩ませているそうです。

一方、ハウス横の畑ではラーニングファームを開いており、30代の家族づれを中心に高い人気となっています。

このファームでは単なる貸し農園にとどまらず、清水委員を始めとした農業のプロが、種まきや水やりの時期、肥料・農薬の使い方等のアドバイスを行い、初心者でも高品質の野菜を栽培できる体制を整えています。



様々な種類の野菜が育つラーニングファーム

また、農業や食に対する理解をより深めてもらうため月に一度座学を行い、品種についての勉強会や、農薬・肥料の使い方についてのレクチャーを行っており、初めての人でも安心して野菜づくりを楽しむことができます。取材時には白菜やキャベツ、ネギブロッコリーなど店頭に並んでいるものと遜色ない立派な野菜が育っていました。

大庭 美智子（おおば みちこ） 委員（73歳）は、



結婚を機に若松区安屋で農業を始め、今年で48年になります。今では認定農家として、息子さん夫婦とともに田畑の管理に汗を流しています。

現在は、米約6haに加え、冬にはキャベツ約50a、ブロッコリー30a、大根やカブを栽培。夏にはキュウリ、ナス、トマト、サニーレタス、珍しいところではツルムラサキを栽培しています。野菜はほぼ全量、地元スーパーの産直コーナーに出荷しており、売れ行きも好調だそうです。

読者の皆さんも記憶に新しいところだと思いますが、昨年8月の大雨災害では近隣の農道の崩落や田、水路への土砂の流入など大きな被害があり、復旧には大変な苦労がありました

また、安屋地区も高齢化が進んでおり、耕作がままならない農地が増えています。

このような状況の中、農業委員として、地域農業の継続のため農家の相談に応じるなど積極的に活動しています。

今後は、地域での共同作業が難しくなった草刈りを省力化するため、ため池に防草シートを設置する予定とのことです。

担い手不足の中、知恵を絞って地域農業の継続に引き続き尽力されることを期待しています。



一面のキャベツ畑



農業者年金に加入しませんか

農業者年金は、農業者だけが加入できる公的年金です。
自分で納付した保険料を年金の原資とする積み立て方式で、
加入者数の変化や財政事情に左右されない公的年金です。
詳しくは 農業委員会事務局 まで。

＜加入要件＞

① 20歳以上60歳未満の方
② 国民年金の第1号被保険者
③ 年間60日以上農業に従事する方

＜加入のメリット＞

① 積立方式で安定した財政運営が実施されます。
② 80歳まで保証のついた終身年金です。
③ 保険料は自由に選択でき、いつでも変更できます。
④ 保険料は全額所得控除の対象となります。
⑤ 一定の要件を満たす場合、国からの補助制度があります。

